

別表1(必要書類一覧)

 の項目は所定の様式があります

※申請時に必要な書類は「○」、着手時は「△」、完了時は「□」

| No. | 名 称 | 提出時期 |
|------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 東大阪市空き家解体費補助金交付申請書(様式第1号) | ○ |
| 2 | 住宅地図(空き家の位置がわかるもの) | ○ |
| 3 | 登記事項証明書(空き家土地・建物) | ○ ※1 |
| (4) | 工事進入路が確認できるもの | ○ (進入路が狭い場合のみ) ※2 |
| 5 | 補助事業の見積書 | ○ ※3 |
| 6 | 誓約書及び承諾書(様式第2号) | ○ |
| 7 | 本人確認書 | ○ ※4 |
| (8) | 申請者の世帯全員の住民票及び所得証明書 | ○ (月収基準等による補助限度額での申請の場合のみ) ※5 |
| 9 | 東大阪市空き家解体費補助事業着手届(様式第5号) | △ |
| (10) | 東大阪市空き家解体費補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第6号) | ※計画が変更(中止)となった場合 ※6 |
| (11) | 変更内容が確認できる資料 | |
| 12 | 東大阪市空き家解体費補助事業完了実績報告書(様式第9号) | □ |
| 13 | 解体工事完了写真 | □ ※7 |
| 14 | 空き家の解体工事に係る請求書及び領収書【写し】 | □ ※8 |
| 15 | 東大阪市空き家解体費補助金請求書(様式第11号) | □ |
| (16) | 代理受領委任状(様式第12号) | (□) ※9 |
| (17) | その他市長が必要と認める書類 | ○ △ □ |

- ※1 固定資産評価証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳もしくは納税通知書の写しでも可
登記事項証明書、固定資産評価証明書及び固定資産課税台帳兼名寄帳については3カ月以内に
取得したもの、納税通知書の写しは直近のものを提出すること
- ※2 要綱第5条第2項の標準除却費で申請する場合は提出する
- ※3 家財道具、車両、機械等の処分費は補助対象外である
- ※4 免許証、マイナンバーカード、住民票等、本人が確認できる書類の写しを提出すること
(名前・住所・生年月日が記載されているもの)
- 申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書及び代表取締役の本人確認書類
- ※5 要綱第5条第3項の月収基準等による補助限度額(100万円/棟)で申請する場合は提出する
住民票については3ヶ月以内に取得したもの。所得証明書は申請時における最新の年度のもの
- ※6 変更(中止)事項がある場合のみすみやかに提出すること
- ※7 当該空き家を解体更地にした状態がわかる写真を提出すること
- ※8 補助対象外の項目も含めた請求書・領収書の場合、補助対象金額(税抜)を記載したものを提出
すること
代理受領の場合は、補助金額分が差し引かれた請求書及び領収書となっていること
- ※9 代理受領を希望する場合のみ提出すること